

○可児市高齢者等介護用品購入助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、在宅の要介護高齢者等に対し、介護用品の購入に要する経費の一部を助成することにより、高齢者等及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の助成を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民票に記載されている者

(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護施設、特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所していない者

(4) 短期入所生活介護（ショートステイ）を利用する者及び病院に入院中の者については、1箇月の在宅日数が1日以上ある者

(5) 第4条の規定による申請の時点において、介護保険料に3期以上の滞納がない者
(助成する介護用品及び限度額)

第3条 この事業において助成を行う介護用品及びその限度額は、次の表のとおりとする。

介護用品	助成限度額
おむつ	月3,000円（ただし、要介護4又は5の者については、月6,000円）
ねまき	年12,000円
肌着	年5,000円
防水シート	年8,000円

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、可児市高齢者等介護用品購入助成申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、必要事項を調査のうえ、助成の可否を決定し、その旨を可児市高齢者等介護用品購入助成決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により助成を決定したときは、可児市高齢者等介護用品購入助成券（別記様式第3号。以下「助成券」という。）を助成の決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）に交付する。

(受給者負担額)

第6条 受給者は、助成の決定を受けた介護用品の価額と当該介護用品の助成限度額のうち少ない方の額に、別表に定める受給者世帯の所得区分に応じた負担率を乗じて得た額（小数点以下切り上げ）を負担するものとする。

2 前項に規定する額は、受給者が直接業者に支払うものとする。

3 介護用品の助成に係る搬入、搬出、管理等に係る費用は、受給者の負担とする。
(助成の時期及び制限)

第7条 助成限度額を年額で定める介護用品については、同一会計年度内において、各介護用品につき1回に限り助成を受けることができる。

2 助成限度額を月額で定める介護用品については、介護用品の助成を決定した月分から当該年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の年度末まで助成を受けることができる。

(助成の変更申請)

第8条 受給者は、年度途中に要介護度が変わったときは、可児市高齢者等介護用品購入助成変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更の可否を決定し、その旨を可児市高齢者等介護用品購入助成変更決定(却下)通知書(別記様式第5号)により受給者に通知する。

3 市長は、前項の規定により変更の決定をしたときは、当該決定に係る助成券を受給者に交付する。

(助成の廃止)

第9条 受給者は、第2条第1号又は第2号の規定に該当しなくなったときは、その旨を可児市高齢者等介護用品購入助成廃止届(別記様式第6号)により市長に届け出るとともに、未使用の助成券を速やかに返還するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したとき又は助成を廃止する事実が明らかなきときは、助成を廃止する。この場合において、おむつについては、廃止の事由が発生した月分まで助成を行うものとする。

(助成の停止及び再開)

第10条 受給者は、第2条第3号、第4号又は第5号の規定に該当しなくなったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したとき又は助成を停止する事実が明らかなきときは、助成を停止する。この場合において、おむつに係る助成については、停止する事由が発生した月の翌月分から停止する。

3 前項の規定により、助成が停止されていた者が、再び第2条第3号から第5号までの規定に該当することとなったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

4 市長は、前項の規定による届出を受理したとき又は助成を再開する事実が明らかなきときは、助成を再開する。この場合において、おむつに係る助成については、再開する事由が発生した月分から再開する。

(費用の返還)

第11条 市長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 不正の行為により助成を受けたとき。

(2) 介護用品を助成の目的に反して使用したとき。

附 則

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に改正前の可児市ねたきり老人等日常生活用具給付事業実施要綱

(以下「旧訓令」という。)の規定によりされた申請等に係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

- 3 この訓令の施行の際現にある旧訓令様式第1号、第4号及び第6号(以下「旧様式」という。)による書類は、当分の間、それぞれこの訓令の様式第1号、第4号及び第6号によるものとみなす。
- 4 この訓令の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

附 則 (平成27年訓令甲第38号)

- 1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある申請書その他の書類については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

別表 (第6条関係)

受給者世帯の所得区分		負担率
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割額が45,000円以下の世帯	0%
B	市民税所得割額が45,001円以上180,000円以下の世帯	50%
C	市民税所得割額が180,001円以上の世帯	100%

(注) 表中の市民税所得割額は、受給者の属する世帯のすべての世帯員の当該年度(第4条の申請を行った日が4月から6月までの場合はその前年度)の市民税所得割額の合計額とする。